

審決

不服 2015-4953

イスラエル 7670203 レホヴォト ラビン・パーク ハイム・ペケリス・
ストリート 3
請求人 ポカード・ディアグノスティクス・リミテッド

大阪府大阪市北区中之島3丁目3番3号
代理人弁理士 特許業務法人R&C

特願2012-530975「生体サンプル内のバクテリアの同定を行うためのシステム」拒絶査定不服審判事件〔平成23年3月24日国際公開、WO2011/035304、平成25年2月14日国内公表、特表2013-505467〕について、次のとおり審決する。

結論

本件審判の請求は、成り立たない。

理由

第1 手続の経緯

本願は、2010年9月21日（パリ条約による優先権主張外国庁受理2009年9月21日、2010年9月20日、米国）を国際出願日とする出願であって、平成26年1月6日付けで拒絶理由が通知され、同年5月15日付けで意見書が提出されるとともに手続補正がなされたが、同年11月7日付けで拒絶査定がなされたのに対し、平成27年3月13日に拒絶査定不服審判が請求され、それと同時に手続補正がなされたものである。

第2 平成27年3月13日付けの手続補正についての補正却下の決定 〔補正却下の決定の結論〕

平成27年3月13日付けの手続補正（以下「本件補正」という。）を却下する。

〔理由〕

1 本件補正の内容

本件補正により補正された特許請求の範囲の請求項1の記載は次のとおりである（下線は補正箇所を示す。）。

「光学分析において複数の光学カップ内のサンプルの温度を冷却制御するためのシステムであって、

複数の使い捨てカートリッジを支持し、前記使い捨てカートリッジの各々が光学式分析装置によって光学分析されるべきサンプルを含む使い捨て光学カップを支持し、前記使い捨てカートリッジの内の一つが配置されるセルセクションに各々が設けられた複数の入口開口及び出口開口を有するカルーセルと、

前記カルーセルの前記複数の入口開口及び出口開口の内の各々が関連し、前記セルセクション毎に設けられた複数の入口開口及び出口開口を有するターンテーブルと、

前記ターンテーブルの下方に位置し、前記サンプルの温度を制御するため、前記複数の入口開口及び出口開口を介して前記カルーセルから前記ターンテーブルに循環する空気を冷却するための一対の熱電クーラを含む断熱板と、を備えるシステム。」

2 本件補正の目的

請求項1における本件補正は、以下の補正を含むものである。

(a) 「カルーセル」が「有する」「複数の入口開口及び出口開口」について、補正前の請求項1における「前記使い捨てカートリッジの内の1つに各々が関連する」ものから、「前記使い捨てカートリッジの内の一つが配置されるセルセクションに各々が設けられた」ものに下位概念化する補正、

(b) 「ターンテーブル」が「有する」「複数の入り口開口及び出口開口」について、補正前の請求項1の「前記カルーセルの前記複数の入口開口及び出口開口の内の一つと各々が関連する」ものから、「前記カルーセルの前記複数の入口開口及び出口開口の内の各々が関連し、前記セルセクション毎に設けられた」ものに下位概念化する補正、

(c) 「断熱板」に「含」まれる「熱電クーラ」について、補正前の請求項1における「少なくとも1つ」のものから、「一対の」ものに下位概念化する補正を含むものである。

したがって、本件補正は、補正前の請求項1に記載された発明を特定するために必要な事項を下位概念化するものであるから、特許法第17条の2第5項第2号の特許請求の範囲の減縮を目的するものに該当する。

3 独立特許要件

そこで、本件補正後の請求項1に係る発明（以下「補正発明」という。）が、特許法第17条の2第6項において準用する同法第126条第7項の規定に適合するか、すなわち、本件の特許出願の際に独立して特許を受けることができるものであるかについて以下に検討する。

(1) 引用例の記載事項

ア 本願優先日前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となり、原査定拒絶の理由に引用された国際公開2009/100197号（以下「引用例1」という。）には、図面の図示と共に、次の事項が記載されている（下線は当審で付した。）。

(ア) 「36. A system for cooling and controlling the temperature of specimens in a plurality of optics cup in an optical analysis, comprising:

a carousel for supporting a plurality of disposable cartridges, each supporting a disposable optics cup containing a specimen to be optically analyzed by an optical analyzer;

the carousel having a plurality of openings, each associated with one of the disposable cartridges;

a turntable having a plurality of openings, each associated with one of the openings in the carousel;

a tubing system surrounding the turntable for carrying chilled water from a thermal electric cooler to the turntable and cool water from the turntable to the thermal electric cooler; and

a fan in association with the tubing system for circulating chilled air through the plurality of openings of said turntable to cool and then control the temperature of the specimens.」（特許請求の範囲、以下当審訊、

【請求項36】

光学分析における複数の光学カップ内のサンプルの温度を冷却及び制御するシステムであって、

各々が光学式分析装置による光学分析対象のサンプルを含有する使い捨て光学カップを支持する複数の使い捨てカートリッジを支持するためのカルーセルであって、各々が前記使い捨てカートリッジの一つと関連する複数の開口を有するカルーセルと、

各々が前記カルーセル内の開口の一つと関連する複数の開口を有するターンテーブルと、

熱電クーラーから前記ターンテーブルへ冷却水を運搬するための、且つ前記ターンテーブルから前記熱電クーラーへ冷水を運搬するための、前記ターンテーブルを取り囲む配管システムと、及び、

前記サンプルの温度を冷却して制御するために前記ターンテーブルの複数の開口を通して冷却空気を循環するための配管システムに関連するファンと、を備えるシステム。）

(イ) 「[00114] As best shown in Fig. 14, an upper surface 86 of carousel 15 has a plurality of sections, some of which are indicated by reference number 88. Each section 88 forms a cell and has an opening 90. The cool air distributed by Flatpak fan 82 traveling from openings 84 of turntable 80 travels through openings 90 and into its respective cell of sections 88.」 (以下当審訊、

【00114】図14に最も良く示すように、カルーセル15の上表面86は、複数の区画を有し、その幾つかは参照番号88で示されている。各区画88は、セルを形成し、開口90を有する。ターンテーブル80の開口84から移動しているフラットパックファン82によって分配される冷気は、開口90を通過し、区画88の各セル内に移動する。)

(ウ) 「[00115] Referring to Figs. 14 and 15, it is to be appreciated that each section 88 forming the carousel 15 supports a disposable cartridge 112, similar to the cartridge 112 as in Figs. 2 and 3 A.」 (以下当審訊、

【00115】図14及び15を参照すると、カルーセル15を形成する各区画88は、図2及び3Aにおけるようなカートリッジ112と同様に、1つの使い捨てカートリッジ112を支持することが理解される。)

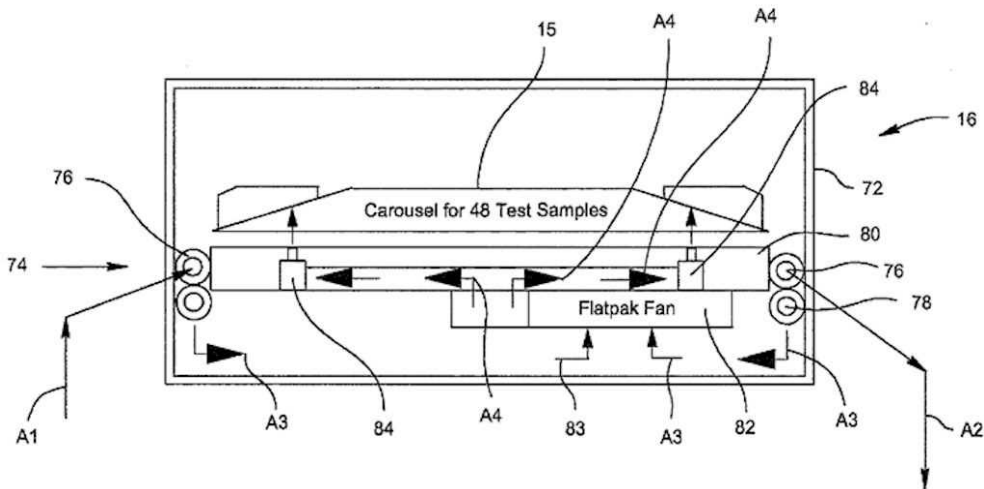


FIG. 13

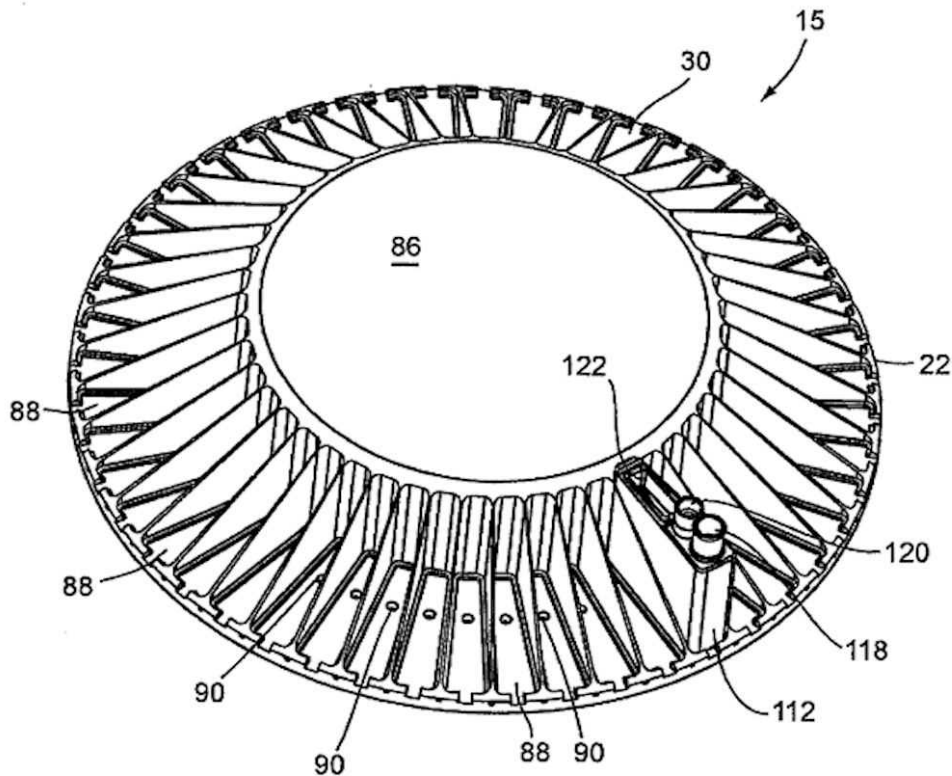


FIG. 14

上記の（ア）～（ウ）から、引用例 1 には、以下の発明（以下「引用発明」という。）が記載されていると認められる。

光学分析における複数の光学カップ内のサンプルの温度を冷却及び制御するシステムであって、

各々が光学式分析装置による光学分析対象のサンプルを含有する使い捨て光学カップを支持する複数の使い捨てカートリッジを支持するためのカラーセルであって、各々が前記使い捨てカートリッジの一つと関連する複数の開口を有するカラーセルと、

各々が前記カラーセル内の開口の一つと関連する複数の開口を有するターンテーブルと、

熱電クーラーから前記ターンテーブルへ冷却水を運搬するための、且つ前記ターンテーブルから前記熱電クーラーへ冷水を運搬するための、前記ターンテーブルを取り囲む配管システムと、及び、

前記サンプルの温度を冷却して制御するために前記ターンテーブルの複数の開口を通して冷却空気を循環するための配管システムに関連するファンと、を備え、

カラーセルの上表面は、複数の区画を有し、各区画は、セルを形成し、開口を有するものであり、

ターンテーブルの開口から移動している冷気は、カラーセルの開口を通過し、区画の各セル内に移動するものであり、

カラーセルを形成する各区画は、1つの使い捨てカートリッジを支持するものである、システム。

イ 本願優先日前に頒布され、原査定の拒絶の理由に引用された刊行物である特開 2009-8611 号公報（以下「引用例 2」という。）には、図面の図示と共に、次の事項が記載されている（下線は当審で付した。）。

（ア）「【0028】

図 3 及び図 4 において、第 1 試薬庫 1 は、試薬容器 6 を収納する試薬ケース部 19 と、この試薬ケース部 19 を覆う着脱自在の試薬カバー 20 と、試

薬ケース部 19 内に収納された試験容器 6 を回転可能に保持する保持部 2 1 と、試験容器 6 を所定の温度に保冷するための冷却部 2 2 と、試験ケース部 1 9 を断熱する断熱部 2 3 とを備えている。

【0029】

また、試験ケース部 19 内に配置され、試験ケース部 19 内の底面及び保持部 2 1 の底部の間の空間である第 1 の空間 2 5、保持部 2 1 内の隣り合う試験容器 6 の間に形成された空間である第 2 の空間 2 6、2 7、及び保持部 2 1 の中央部近傍に形成された空間である第 3 の空間 2 8 等の各空間の空気を循環させる循環部 2 4 を備えている。」

(イ) 「【0033】

保持部 2 1 は、試験ケース部 19 の試験ケース 190 及び試験カバー 20 から離間して配置され、試験容器 6 を保持する第 1 のラック 3 1 を回転可能に保持する第 1 のトレイ 3 0、及び試験容器 6 を保持する第 2 のラック 3 3 を回転可能に保持する第 2 のトレイ 3 2 を備えている。

【0034】

冷却部 2 2 は、試験ケース部 19 の試験ケース 190 の外側の底面に配置された試験ケース 190 を冷却するための例えばペルチェ素子、試験ケース 190 内の所定位置の温度を検出する温度センサ、及びこの温度センサからの温度検出信号に基づいて、ペルチェ素子を制御する制御回路により構成される。

【0035】

断熱部 2 3 は、試験ケース部 19 の試験ケース 190 の外面を覆う断熱材により構成される。循環部 2 4 は、例えば防水性に優れたファンにより構成され、第 3 の空間 2 8 又は保持部 2 1 の中心近傍の第 1 の空間 2 5 に配置される。」

(ウ) 「【0038】

図 5 において、第 1 のトレイ 3 0 は、第 1 のラック 3 1 を下から保持する中心部に円形の開口部を有するドーナツ盤状の第 1 のディスク 3 0 0、この第 1 のディスク 3 0 0 の下面に固定された環状の第 1 のガイド 3 0 1、第 1 のディスク 3 0 0 の中心部の円形開口部を上から覆うトレイカバー 3 0 2、及び第 1 のラック 3 1 を保持するための例えば磁石、磁性体等の第 1 の保持体 3 0 4 により構成される。

【0039】

第 1 のディスク 3 0 0 は、第 1 の空間 2 5 と第 1 のラック 3 1 の底部との間で空気の流通が可能ないように円周上に多数の第 1 の開口部 3 0 3 を有し、上面に固定された第 1 の保持体 3 0 4 により、複数の第 1 のラック 3 1 を着脱自在に保持する。」

(エ) 「【0041】

トレイカバー 3 0 2 は、第 1 のラック 3 1 に近接して配置される管状の上側を閉塞した壁面部材により構成され、第 3 の空間 2 8 を形成するために設けられている。そして、第 1 のラック 3 1 の側部と第 3 の空間の間で空気の流通が可能ないように、その壁面部材の全体に亘って多数の第 4 の開口部 3 0 5 を有する。」

(オ) 「【0047】

底板 3 1 0 の各試験容器 6 の真下及び隣り合う試験容器 6 の間には、第 1 のトレイ 3 0 の第 1 の開口部 3 0 3 を介して第 1 の空間 2 5 と第 2 の空間 2 6 の間で空気の流通が可能ないように第 2 の開口部 3 1 7 が設けられている。」

(カ) 「【0052】

これにより、第 3 の開口部 3 1 8 は、図 8 に示すように、隣り合う内側保持板 3 1 3 及び内側板 3 1 4 により形成され、第 2 の空間 2 6 と第 3 の空間 2 8 が第 3 の開口部 3 1 8 及びトレイカバー 3 0 2 の第 4 の開口部 3 0 5 で連通している。」

(キ) 「【0063】

以下、図1乃至図9を参照して、自動分析装置100の第1試薬庫1における試薬容器6に收容された第1試薬の保冷について説明する。

自動分析装置100の電源を入れると、第1試薬庫1の冷却部22及び循環部24は作動する。冷却部22は、試薬ケース部19の試薬ケース190を介して試薬ケース190及び試薬カバー20内の第1及び第4の空間25、29の空気を冷却する。循環部24は、保持部21の第1のトレイ30のトレイカバー302内の第3の空間28から吸気して、第1及び第4の空間25、29で冷却された空気を保持部21の第1及び第2のラック31、33内に形成された第2の空間26、27へ送給する。第2の空間26、27へ送給された空気は第3の空間28に排出された後、再び吸気される。

【0064】

第2のラック33及びこのラックに保持された試薬容器6では、第1の空間25で冷却された空気が、第2のトレイ32の第1の開口部323及び第2のラック33の第2の開口部337を介して第2の空間27に流入する。また、第4の空間29で冷却された空気が、試薬ケース部19の突起191により試薬容器6の上側への流出を阻止され、第2のトレイ32の第5の開口部339を介して第2の空間27に流入する。

【0065】

第2の空間27に流入した空気は、第2のラック33の仕切り板331及び端側板332により試薬容器6の上側への流出を阻止され、第2の空間27を形成している隣り合う試薬容器6の側面及び窪み面間を通過する。このとき、各試薬容器6内の第1の試薬を保冷する。通過した空気は、第2のラック33の第3の開口部338から流出する。

【0066】

このように、第1及び第4の空間25、29で冷却した空気を、第2の空間27を形成している各試薬容器6の側部及び底部に送給することができるので、各試薬容器6の広範囲の表面に冷却した空気を当てることが可能となり、試薬容器6内の第1試薬を効率よく保冷することができる。

【0067】

また、突起191により、第4の空間29で冷却した空気が試薬容器6の上側へ流出するのを阻止することができる。更に、第2のラック33の仕切り板331及び端側板332により、第2の空間27に送給した空気が試薬容器6の上側へ流出するのを阻止することができる。これにより、試薬容器6の上方における空気の流れを阻止して、試薬容器6から第1試薬が蒸発するのを抑えることができる。

【0068】

第1のラック31及びこのラックに保持された試薬容器6では、第1の空間25で冷却された空気が第1のトレイ30の第1の開口部303及び第1のラック31の第2の開口部317を介して第2の空間26に流入する。また、第2のラック33の第3の開口部338から流出した空気が、このラックに近接する第1のラック31の第5の開口部319を介して第2の空間26に流入する。

【0069】

第2の空間26に流入した空気は、第1のラック31の仕切り板311及び端側板312により試薬容器6の上側への流出を阻止され、第2の空間26を形成している隣り合う試薬容器6の側面及び窪み面間を通過する。このとき、各試薬容器6内の第1の試薬を冷却する。通過した空気は、第1のラック31の第3の開口部318から流出する。

【0070】

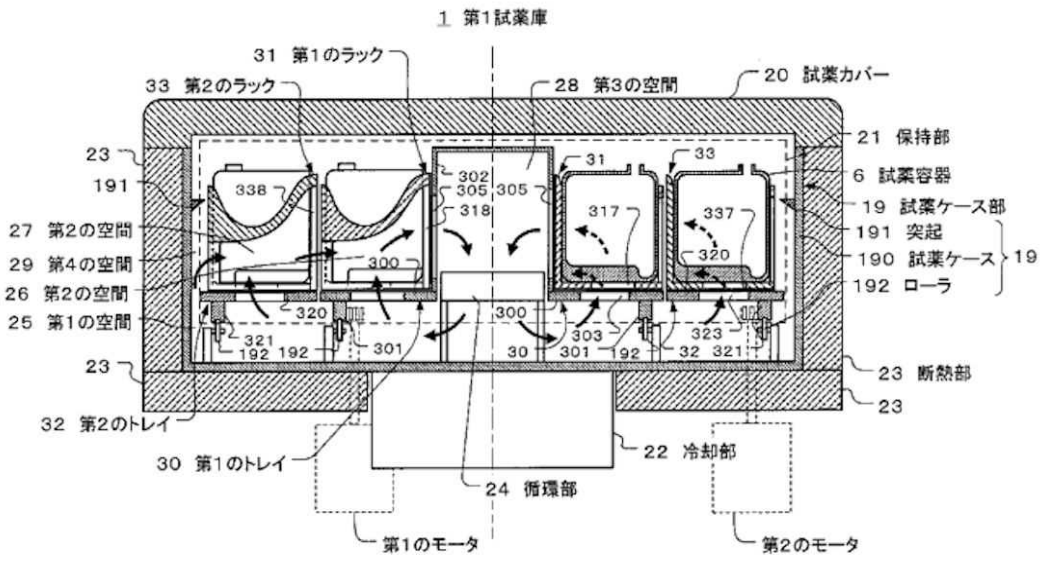
このように、第1の空間25で冷却した空気を、第2の空間26を形成している各試薬容器6の側部及び底部に送給することができるので、試薬容器6の広範囲の表面に冷却した空気を当てることが可能となり、各試薬容器6内の第1試薬を効率よく冷却することができる。」

(ク) 「【0072】

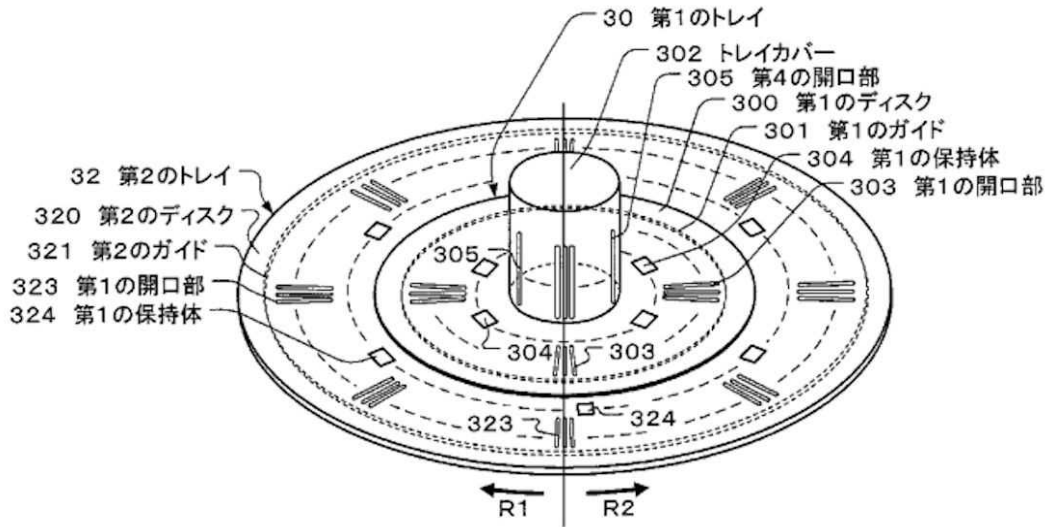
第1のトレイ30のトレイカバー302では、第1のラック31の第3の開口部318から流出した空気が、このラックに近接するトレイカバー302の第4の開口部305から第3の空間28に流入する。」

(ケ) 図4から、第1のトレイ30の下方に位置し、第1のラック31から第1のトレイ30に循環する空気を冷却するための冷却部22を含む断熱部23のうちの板状の底壁が見て取れる。

【図4】

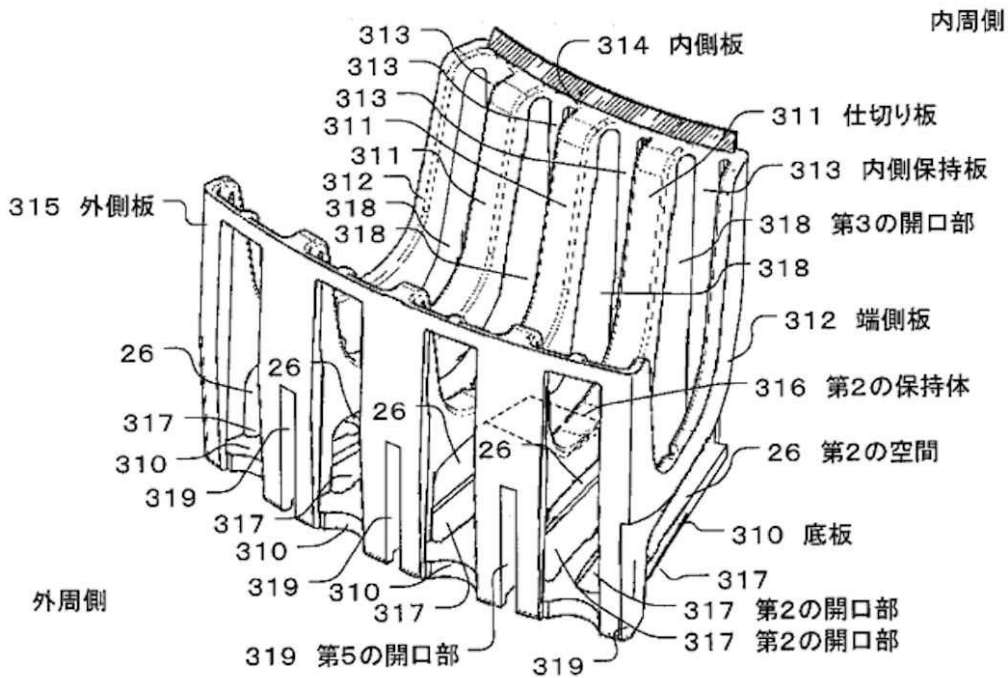


【図5】

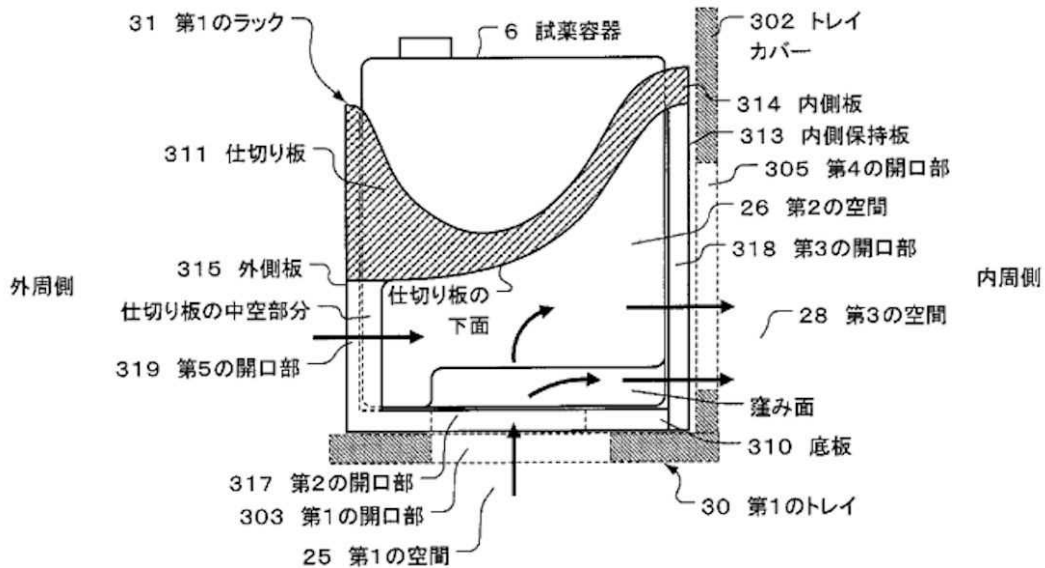


【図6】

31 第1のラック



【図7】



(2) 補正発明と引用発明との対比

ア 引用発明の「光学分析における複数の光学カップ内のサンプルの温度を冷却及び制御するシステム」は、補正発明の「光学分析において複数の光学カップ内のサンプルの温度を冷却制御するためのシステム」に相当する。

イ 引用発明は「ターンテーブルの開口から移動している冷気は、カルーセルの開口を通過し、区画の各セル内に移動するものである」から、引用発明の「カルーセル」の開口は入口開口といえる。

また、引用発明の「カルーセルを形成」し「1つの使い捨てカートリッジを支持する」「各区画」は、使い捨てカートリッジの内の1つが配置される

セルセクションといえる。

したがって、引用発明の「複数の使い捨てカートリッジを支持」し、前記「使い捨てカートリッジ」の「各々が光学式分析装置による光学分析対象のサンプルを含有する使い捨て光学カップを支持」し、「1つの使い捨てカートリッジを支持する」「各区画」に設けられた「開口を有する」「カラーセル」と、補正発明の「複数の使い捨てカートリッジを支持し、前記使い捨てカートリッジの各々が光学式分析装置によって光学分析されるべきサンプルを含む使い捨て光学カップを支持し、前記使い捨てカートリッジの一つが配置されるセルセクションに各々が設けられた複数の入口開口及び出口開口を有するカラーセル」とは、「複数の使い捨てカートリッジを支持し、前記使い捨てカートリッジの各々が光学式分析装置によって光学分析されるべきサンプルを含む使い捨て光学カップを支持し、前記使い捨てカートリッジの一つが配置されるセルセクションに各々が設けられた複数の入口開口」「を有するカラーセル」の点で共通する。

ウ 上記イの検討を踏まえれば、引用発明の「各々が前記カラーセル内の開口の一つと関連する複数の開口を有するターンテーブル」と、補正発明の「前記カラーセルの前記複数の入口開口及び出口開口の内の各々が関連し、前記セルセクション毎に設けられた複数の入口開口及び出口開口を有するターンテーブル」とは、「前記カラーセルの前記複数の入口開口」「の内の各々が関連し」「た複数の入口開口」「を有するターンテーブル」の点で共通する。

エ 上記イの検討を踏まえれば、引用発明の「熱電クーラーから前記ターンテーブルへ冷却水を運搬するための、且つ前記ターンテーブルから前記熱電クーラーへ冷水を運搬するための、前記ターンテーブルを取り囲む配管システムと、及び、前記サンプルの温度を冷却して制御するために前記ターンテーブルの複数の開口を通して冷却空気を循環するための配管システムに関連するファン」と、補正発明の「前記ターンテーブルの下方に位置し、前記サンプルの温度を制御するため、前記複数の入口開口及び出口開口を介して前記カラーセルから前記ターンテーブルに循環する空気を冷却するための一対の熱電クーラを含む断熱板」とは、「前記ターンテーブルの下方に位置し、前記サンプルの温度を制御するため、前記複数の入口開口」「を介して」「循環する空気を冷却するための」「熱電クーラを含む」構造の点で共通する。

そうすると、両者は、

光学分析において複数の光学カップ内のサンプルの温度を冷却制御するためのシステムであって、

複数の使い捨てカートリッジを支持し、前記使い捨てカートリッジの各々が光学式分析装置によって光学分析されるべきサンプルを含む使い捨て光学カップを支持し、前記使い捨てカートリッジの一つが配置されるセルセクションに各々が設けられた複数の入口開口を有するカラーセルと、

前記カラーセルの前記複数の入口開口の内の各々が関連した複数の入口開口を有するターンテーブルと、

前記ターンテーブルの下方に位置し、前記サンプルの温度を制御するため、前記複数の入口開口を介して循環する空気を冷却するための熱電クーラを含む構造と、を備えるシステム。

の点で一致し、以下の点で相違する。

(相違点1)

カラーセルが有する開口とそれが関連するターンテーブルが有する開口が、補正発明では入口開口だけでなく「出口開口」も有し、複数の入口開口「及び出口開口を介してカラーセルからターンテーブルに」循環する空気を冷却するのに対し、引用発明ではそのようなものか否か不明な点。

(相違点2)

ターンテーブルに設けられた複数の開口が、補正発明では「セルセクション毎に」設けられたものであるのに対し、引用発明ではそのようなものか否か不明な点。

(相違点3)

前記ターンテーブルの下方に位置し、前記サンプルの温度を制御するため、前記複数の開口を介して前記カルーセルから前記ターンテーブルに循環する空気を冷却するための熱電クーラを含む構造が、補正発明では「断熱板」であるのに対し、引用発明ではそのようなものか否か不明な点。

(相違点4)

熱電クーラが、補正発明では「一对」であるのに対し、引用発明ではそのようなものか否か不明な点。

(3) 相違点についての検討・判断

(相違点1について)

上記(1)のイの(キ)及び(ク)に記載したように、引用例2には、

(a) 第1のラック31及びこのラックに保持された試薬容器6では、冷却された空気が、第1のラック31を回動可能に保持する第1のトレイ30の第1の開口部303及び第1のラック31の第2の開口部317を介して流入し、流入した空気は、隣り合う試薬容器6の側面及び窪み面間を通過し、このとき、各試薬容器6内の第1の試薬を冷却するものであり、通過した空気は、第1のラック31の第3の開口部318から流出すること、

(b) このようにして、各試薬容器6の広範囲の表面に冷却した空気を当てることが可能となり、試薬容器6内の第1試薬を効率よく保冷することができること、

(c) 第1のトレイ30のトレイカバー302では、第1のラック31の第3の開口部318から流出した空気が、このラックに近接するトレイカバー302の第4の開口部305から流入すること、が記載されている。

ここで、引用例2に記載された「試薬容器6」は、多数の「試薬容器6」が「第1のラック31」に保持されるものであるから、引用発明の「カートリッジ」に相当し、引用例2に記載された「第1のラック31」は「試薬容器6」を「保持」するものであるから、引用発明の「カルーセル」に相当し、「トレイカバー302」を含む「第1のトレイ30」は「第1のラック31」を「回動可能に保持する」ものであるから、引用発明の「ターンテーブル」に相当する。

よって、引用例2に記載された「第1のラック31の第2の開口部317」及び「第1のトレイ30の第1の開口部303」は、引用発明の「『カルーセル』の『開口』」及び「『ターンテーブル』の『開口』」に相当する。

また、引用例2に記載された「隣り合う試薬容器6の側面及び窪み面間を通過し」「た空気」が「流出する」「第1のラック31の第3の開口部318」及び「第1のラック31の第3の開口部318から流出した空気が」「流入する」「トレイカバー302の第4の開口部305」は、いずれも出口開口といえる。

そして、引用発明は使い捨てカートリッジに支持される光学カップ内のサンプルを冷却するものであるのに対し、引用例2に記載された上記技術事項は試薬容器6内の試薬を冷却するものであるが、カルーセルに支持されたカートリッジの内容物を冷却する機構である点で共通するから、引用発明において、カルーセルに支持された使い捨てカートリッジに支持される使い捨て光学カップ内のサンプルを効率良く冷却するために、上記引用例2に記載された技術事項を適用して、ターンテーブル及びカルーセルに入口開口とともに出口開口を設けてこれらを介してカルーセルからターンテーブルに循環する空気を冷却するようにして相違点1に係る補正発明の構成に想到することは、当業者が容易になし得たというべきである。

なお、具体的にどのようにターンテーブル及びカルーセルに出口開口を設けるかは当業者の設計的事項であるところ、上記(1)のイの(エ)に記載した引用例2のように、第1のラック31に近接して配置される管状の上側を閉塞した壁面部材により構成されトレイカバー302の第4の開口部305と、第1のラック31の側部とで空気の流通が可能ないように構成したり、あるいは、引用例1の図13から見て取れるように平板状のターンテーブルの上方に平板状のカルーセルが配置される場合には、入口開口と同様に、ターンテーブルの上面とカルーセルの下面に関連付けて設けるように構成することも、当業者が容易になし得たというべきである。

さらに、引用例 1 には、

「[00118] A further embodiment of the invention envisions a turntable similar to that described and illustrated above with reference to Figs. 13-15. An aluminum block is located below the turntable and has a plurality of passageways in association with the turntable for carrying chilled air from a TE chiller or cooler to the turntable and cool air from the turntable and, thus, the carousel to the TE chiller for cooling the samples and then cooling the temperature of the specimens in a similar manner described hereinabove with reference to Figs. 13-15.」(下線は当審で付した。以下当審訳、

【00118】本発明の更なる実施形態は、図 13～15 を参照して上述及び図解したターンテーブルと類似のターンテーブルを想定する。アルミニウムブロックは、ターンテーブルの下方に置かれ、図 13～15 を参照して上述された同様の方法でサンプルを冷却し、その後サンプルの温度を冷却するために、TE 冷却装置又はクーラーからターンテーブルへ冷却空気を、及びターンテーブルひいてはカルーセルから TE 冷却装置へ冷気を伝達するための、ターンテーブルと関連する複数の通路を有する。)

という記載があり、これに接した当業者であれば、カルーセルから熱電クーラーたる TE 冷却装置へ冷気を伝達するための具体化手段として、上記引用例 2 に記載された技術事項を適用する十分な動機付けがあるといえることを付言する。

(相違点 2 について)

引用発明のターンテーブルに設けられた複数の開口は、各々がカートリッジを支持するカルーセルの各区画の開口の一つと関連するのであるから、単純に、ターンテーブルに設けられた複数の開口を、カートリッジを支持するカルーセルの各区画毎に設けることは当業者が容易になし得たといえるべきである。

そして、上記相違点 1 で検討したように引用例 2 に記載された技術事項を適用してターンテーブルとカルーセルに出口開口を設ける際にも、同様に、ターンテーブルに設けられた複数の開口を、カートリッジを支持するカルーセルの各区画毎に設けることは当業者が容易になし得たといえるべきである。

したがって、相違点 2 に係る補正発明の構成に想到することは引用発明及び引用例 2 に記載された技術事項から当業者が容易になし得たものである。

(相違点 3 について)

上記 (1) のイの (ア)、(イ)、(キ) 及び (ケ) に記載したように、引用例 2 には、第 1 のトレイ 30 の下方に位置し、試薬容器 6 の温度を制御するため、第 1 のトレイ 30 の第 1 の開口部 303、第 1 のラック 31 の第 2 の開口部 317、第 1 のラック 31 の第 3 の開口部 318 及び第 1 のトレイ 30 のトレイカバー 302 の第 4 の開口部 305 を介して第 1 のラック 31 から第 1 のトレイ 30 に循環する空気を冷却するためのペルチェ素子による冷却部 22 を含む断熱部 23 のうちの板状の底壁が記載されている。

ここで、引用例 2 に記載された「試薬容器 6」、「第 1 のラック 31」、「第 1 のトレイ 30」、「第 1 のラック 31 の第 2 の開口部 317」及び「第 1 のトレイ 30 の第 1 の開口部 303」は、引用発明の「カートリッジ」、「カルーセル」、「ターンテーブル」、「『カルーセル』の『開口』」及び「『ターンテーブル』の『開口』」に相当するといえる。

また、引用例 2 に記載された「隣り合う試薬容器 6 の側面及び窪み面間を通過し」「た空気」が「流出する」「第 1 のラック 31 の第 3 の開口部 318」及び「第 1 のラック 31 の第 3 の開口部 318 から流出した空気が」「流入する」「トレイカバー 302 の第 4 の開口部 305」は、いずれも出口開口といえる。

さらに、ペルチェ素子による冷却部が熱電クーラに相当することは技術常識である。

そして、装置を簡素化しながら効率良く冷却するために、引用発明の冷水を運搬する配管の構成に代えて、上記引用例 2 の技術事項を適用して相違点 3 に係る補正発明の構成に想到することは当業者が容易になし得たといえるべきである。

そのうえ、引用例 1 には、上記段落【00118】の記載があり、これに接した当業者であれば、引用発明の冷水を運搬する配管の構成に代えて、TE 冷却装置又はクーラーからターンテーブルへ冷却空気を、及びターンテーブルひいてはカルーセルから TE 冷却装置へ冷気を伝達するための具体化手段として、上記引用例 2 に記載された技術事項を適用する十分な動機付けがあるといえることを付言する。

(相違点 4 について)

熱電クーラについて、その個数及び配置は、必要な冷却能力、冷却効率及びコスト等に応じて、当業者が適宜選択し得る設計的事項であり、一対とすることに格別の困難性はなく、当業者が容易になし得たというべきである。

(効果について)

補正発明の効果は、引用発明及び引用例 2 に記載された技術事項から予測し得る範囲内のものであり、格別顕著なものとはいえない。

(4) 小括

以上のとおり、補正発明は、引用発明及び引用例 2 に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により、特許出願の際独立して特許を受けることができないものである。

4 まとめ

したがって、本件補正は、特許法第 17 条の 2 第 6 項において準用する同法第 126 条第 7 項の規定に違反するので、同法第 159 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 53 条第 1 項の規定により却下すべきものである。

第 3 本願発明に対する判断

1 本願発明の認定

平成 27 年 3 月 13 日付けの手續補正は、上記のとおり却下されることとなったので、本願の請求項 1 に係る発明は、平成 26 年 5 月 15 日付けの手續補正により補正された特許請求の範囲の請求項 1 に記載された事項により特定されるものであると認められ、その請求項 1 に係る発明（以下「本願発明」という。）は、次のとおりのものである。

「光学分析において複数の光学カップ内のサンプルの温度を冷却制御するためのシステムであって、

複数の使い捨てカートリッジを支持し、前記使い捨てカートリッジの各々が光学式分析装置によって光学分析されるべきサンプルを含む使い捨て光学カップを支持し、前記使い捨てカートリッジの内の一つに各々が関連する複数の入口開口及び出口開口を有するカルーセルと、

前記カルーセルの前記複数の入口開口及び出口開口の内の一つと各々が関連する複数の入口開口及び出口開口を有するターンテーブルと、

前記ターンテーブルの下方に位置し、前記サンプルの温度を制御するため、前記複数の入口開口及び出口開口を介して前記カルーセルから前記ターンテーブルに循環する空気を冷却するための少なくとも 1 つの熱電クーラを含む断熱板と、を備えるシステム。」

2 引用例の記載事項

原査定の拒絶理由で引用された引用例 1 及び引用例 2 の記載事項は、前記「第 2」の「3」の「(1)」に記載したとおりである。

3 判断

本願発明は、前記「第 2」の「2」で検討した補正発明における「カルーセル」が「有する」「複数の入口開口及び出口開口」についての発明特定事項を上位概念化し、「前記カルーセルの前記複数の入口開口及び出口開口の内の一つと各々が関連する」「ターンテーブル」が「有する」「複数の入り口開口及び出口開口」についての発明特定事項を上位概念化し、「断熱板」に「含」まれる「熱電クーラ」についての発明特定事項を上位概念化したも

のである。

そうすると、本願発明の発明特定事項を下位概念化したものに相当する補正発明が前記第2の3の(3)で検討したように引用発明及び引用例2に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本願発明も、同様の理由により、引用発明及び引用例2に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。

第4 むすび

以上のとおり、本願発明は、引用発明及び引用例2に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

したがって、本願は、その余の請求項について論及するまでもなく、拒絶すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成28年 5月 2日

審判長	特許庁審判官	三崎 仁
	特許庁審判官	藤田 年彦
	特許庁審判官	郡山 順

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

[審決分類] P 1 8 . 1 2 1 - Z (G 0 1 N)
5 7 5

出訴期間として90日を附加する。

審判長	特許庁審判官	三崎 仁	8928
	特許庁審判官	郡山 順	8502
	特許庁審判官	藤田 年彦	9022